

建設工事における技術者等の配置基準

栃木市が発注する建設工事における技術者等の配置基準については次のとおりとします。
この基準のほか、建設業法及び関係法令並びに監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等に従い適正な配置を行ってください。

1. 主任技術者又は監理技術者の配置について

建設工事を施工するにあたっては、主任技術者又は監理技術者のいずれかを配置することが必要です。

- (1) 請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事では、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要になります。ただし、次に掲げる場合は特例が認められます。

なお、建設業法第26条第3項1号による特例を「専任特例1号」、同項第2号による特例を「専任特例2号」とします。

また、同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

①主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）

次の要件を全て満たせば、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務することができます。

- ア. 請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。（※1）
- イ. 兼任する工事現場（※2）の数が2以下であること。
- ウ. 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- エ. 下請次数が3以下であること。
- オ. 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関し1年以上の実務経験を有する者に限る。）を、各工事に配置すること。なお、同一の連絡員が複数の工事の連絡員を兼務することは可能である。
- カ. 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（※3）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- キ. 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書（※4）を作成し、工事現場に備え置くこと。
- ク. 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（※3）が設置され、かつ利用可能な環境が確保されていること。

※1 工事途中において、請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合は、特例が適用されないため、それ以降は主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければなりません。

※2 専任特例1号の工事現場と専任を要しない工事現場を兼任する場合は、専任を要しない工事現場についても、イ～クの要件を満たす必要があります。

同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼任することはできません。

※3 情報通信技術及び情報通信機器についての詳細は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）を参照してください。

※4 計画書の参考様式は、国土交通省ホームページに掲載されています。

②監理技術者の専任配置の特例（専任特例2号）

監理技術者を専任で置くことが必要な建設工事においては、次の要件を全て満たせば、監理技術者を複数の工事現場で兼務させることができます。

- ア. 監理技術者補佐（※）を当該工事現場ごとに専任で配置すること。
- イ. 兼任できる工事は2箇所まで、いずれも栃木市内で施工する工事とし、かつ、いずれの工事も請負代金額が3億円未満（営繕工事は2億円未満）であること。
- ウ. 国、県、他市町、特殊法人等の他機関の発注工事と兼任する場合は、その特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨記載されていること。

※監理技術者補佐には、資格要件があります。

③主任技術者の専任配置の特例（建設業法施行令第27条第2項）

専任を要する主任技術者においては、一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工に当たり相互に調整を要する工事で工事現場の間隔が10キロメートル程度までの場合は、専任が必要な工事を含めて原則2箇所まで管理することができます。

(2) 請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事では、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がなく、また、技術者の専任配置を必要としない栃木市及び栃木県が発注した他の工事の主任技術者又は監理技術者と複数兼任することができます。ただし、現場代理人を兼務している場合には2箇所まで兼任することができます。

(3) 下請金額が総額で5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事では、監理技術者を配置しなければなりません。

※一般建設業で許可を受けている業者は、総額5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上を下請けに出すことはできません。

(4) 主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼務することができます。ただし、現場代理人を兼務する主任技術者又は監理技術者が、それ以外の工事の主任技術者又は監理技術者になることは認められません。なお、詳細は、「7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について」を参照してください。

(5) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（※）を有することが必要です。

※直接的かつ恒常的な雇用関係とは次の要件を満たすことを言います。

- ①他の会社からの在籍出向者や派遣社員でないこと。
- ②一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。
- ③専任の主任技術者又は監理技術者の場合は、①、②に加え、入札日の以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

(6) 主任技術者にいわゆる実務経験者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに規定する実務経験者）を配置する場合には、経営事項審査の申請様式「別紙二 技術職員名簿」又は実務経験証明書等を提出していただきます。なお、この場合の実務経験とは主任技術者になるろうとする工事と同一工種である工事の経験を指すこととします。

例：舗装工事では、舗装新設工事や舗装修繕工事などの経験が該当します。

工事内容の一部に舗装が入っているという理由での土木一式工事や水道施設工事などの経験は認められません。

(7) 建設業法等の規定にかかわらず、監理技術者を配置すべき場合等については、入札公告や設計図書等に明記をしますので、それに従って配置してください。

2. 専門技術者の配置について

一式工事の受注者が、その工事に含まれる他の専門工事を自ら施工しようとするときは、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を専門技術者として配置することが必要になります。（専門技術者と主任技術者又は監理技術者は兼任できます。）

3. 主任技術者及び監理技術者の施工途中における変更

主任技術者及び監理技術者の途中交代は、原則として認めません。ただし、受注者からの協議により、次の要件を全て満たし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ない場合のみに限り認めます。

特に、事後審査型条件付き一般競争入札において、入札参加資格要件確認申請書（事後審査）に記載した配置技術者は、施工期間中も含めて、病気休暇や退職等の特別な理由を除いて変更することができませんので、事後審査の段階で下請契約が総額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超えるかどうか流動的な場合は、途中で技術者の変更が生じないように、当初から監理技術者の資格を有する者を配置してください。

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任を要しない工事

- ①交代の時期は工程上一定の区切りと認められること。
- ②交代前後における技術者の資格及び技術力が同等以上に確保されること。
- ③工事の持続性及び品質が確保されること。

※主任技術者が他の工事と主任技術者を既に兼任している場合において、いずれかの工事が増額の契約変更により主任技術者の専任を要する工事となったことに伴い、変更の必要が生じたとき等の場合は、上記の①を満たさなくとも認めます。ただし、この場合において、当該主任技術者は契約変更により技術者を専任で配置すべき工事の主任技術者とします。

(2) 主任技術者及び監理技術者の専任を要する工事

上記の①～③に加えて、次の要件を満たすこと。

- ④死亡したとき
- ⑤傷病等により変更が必要であると認められるとき
- ⑥人事異動により配置が不可能であると認められるとき
- ⑦退職したとき
- ⑧受注者の責めによらない長期の工事中止のとき
- ⑨受注者の責めによらない大幅な工事内容の変更による工期延長のとき
- ⑩工場製作を含む工事（工場から現地へ工事現場が移行する場合）
- ⑪長期間工事（一つの契約工期が複数年に及ぶ場合）

4. 現場代理人の配置について

現場代理人とは、契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。

(1) 現場代理人は、資格保有者である必要はありません。ただし、発注者側の指示を理解すること、苦情処理等への対応が適格にできることなど現場代理人としての職務を果たすことができる者を配置することは受注者側の当然の責務となります。

(2) 現場代理人が、当該工事に必要となる資格保有者である場合は、主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。なお、詳細は「7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の

配置について」を参照してください。

(3) 請負金額にかかわらず、建設業許可申請において「営業所技術者等」又は「経營業務の管理責任者等」とした者は、現場代理人になることができません。

(4) 現場代理人は、直接的かつ恒常的な雇用関係(※)を有することが必要です。

※直接的かつ恒常的な雇用関係とは次の要件を満たすことを言います。

①他の会社からの在籍出向者や派遣社員でないこと。

②一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。

(5) 現場代理人は、3か月以上の雇用関係は必要としません。ただし、専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、その条件を満たすことが必要となります。

(6) 現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり取扱うこととします。

①工事期間中の措置

次のいずれかに該当し、発注担当課が、当該現場代理人との連絡体制が確保されていると認めた場合には常駐を要しないこととします。

ア. 工事の全部の施工を一時中止している期間

イ. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

ウ. 工場製作のみが行われている期間

エ. 工事現場で作業が行われていない期間

②他の工事との兼任を認める措置

次の全ての要件を満たす場合に、同一現場代理人が2箇所まで兼任することができます。なお、別途、現場代理人兼任届の提出が必要です。

ただし、兼任を認めた場合においても、着手後、市が工事の品質又は工程等に影響があると判断する場合には、兼任を解除し、資格及び技術力が同等以上である別の者を現場代理人として配置することを求めることがあります。

ア. 栃木市内に本店を有する者であること。

イ. 兼任する工事の請負額がいずれも4,500万円未満であること。(※)

ウ. 兼任させようとする現場代理人が、兼任しようとする2箇所の工事以外の主任技術者又は監理技術者になっていないこと。

エ. 他工事が、栃木市又は栃木県が発注した建設工事で、いずれも工事箇所が栃木市内であり、栃木県発注工事の場合は、その工事の特記仕様書又は施工条件等に兼務が可能である旨明記されていること。また、栃木県が兼務を承諾した旨の書類(工事打合せ簿等)の写しを提出すること。

※イに該当する場合でも、いずれかの工事が増額の契約変更により、請負額が4,500万円以上になった場合は兼任を認めません。この場合において、当該現場代理人は契約変更により4,500万円以上となった工事の現場代理人とします。

5. 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号）について

建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする工種ごとに専任の技術者を置かなければなりません。営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）は営業所に常勤し建設工事の請負契約の適正な締結や履行の確保のため専らその職務に従事することが求められています。

- (1) 営業所技術者等は、受注した工事の工種にかかわらず、現場代理人を兼務することはできません。
- (2) 当該営業所において請負契約した建設工事について、次の要件を満たす場合は、営業所技術者等は主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能です。なお、①と②の併用はできません。

①主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事

次の要件を全て満たす必要があります。

- ア. 専任特例1号の要件ア. 及びエ. からク. までの要件を満たすこと。
- イ. 兼任する工事現場の数が1以下であること。
- ウ. 当該営業所から兼任する工事現場までの距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

②主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事

工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

6. 経營業務の管理責任者等（建設業法第7条第1号）について

建設業の許可を取得するためには、常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有することが必要とされ、具体的には、常勤役員等のうち一人が、経營業務の管理責任者としての経験を有する者等（経營業務の管理責任者等）に該当する必要があります。

- (1) 経營業務の管理責任者等は、現場代理人を兼務することはできません。
- (2) 経營業務の管理責任者等は、5.(2)に掲げる営業所技術者等の要件を満たせば、主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能です。

7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について（例示）

主任技術者：請負金額4,500万円未満の工事における技術者については、複数の工事を兼任することができます。ただし、現場代理人を兼務する場合は兼務する工事以外の主任技術者になることは認めません。

現場代理人：原則として、工事現場に「常駐」だが、請負金額4,500万円未満の工事については、2箇所まで兼任することができます。ただし、兼任する2箇所の工事以外の主任技術者又は監理技術者となることは認めません。

- ・ X、Y（有資格者）、Z（資格なし）がいることを想定し、A工事⇒B工事⇒C工事の順（又はA工事とB工事は同時）に契約をすると仮定する。
- ・ 次のパターンは、それぞれの工事とXさん、Yさんの保有資格が同等であることを前提とするため、実際には自社の技術者が保有する資格の種類により、状況が変わるので注意して下さい。

1. 原則として考えられる常駐緩和のパターン

パターン1 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん	Yさん

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、2箇所まで兼任することができます。

2. その他に考えられるパターン

パターン2 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Yさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん	Zさん

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、他の工事の現場代理人を兼任することができます。

パターン3 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Yさん	Zさん

⇒現場代理人を兼務しない主任技術者のXさんは、施工に支障のない限り、他の工事の主任技術者を複数兼任することができます。

3. 認められないパターン

パターン4 (配置不可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、現場代理人としての常駐義務があるため、他の工事の主任技術者にはなれません。(この場合、B工事の主任技術者をYさんとするか、B工事の現場代理人をXさんが兼務するか、いずれの方法により配置可能となります。)

パターン5 (配置不可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Yさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

⇒Xさんは、A工事に現場代理人としての常駐義務があるため、他の工事の主任技術者にはなれません。(この場合、A工事の現場代理人をYさんとするか、B工事の現場代理人をXさんが兼務するか、いずれの方法により配置可能となります。)